

墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>3億円</u> とする。	[同左] 第2条 基金の額は、 <u>2億円</u> とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。